

鳴見台小学校いじめ防止基本方針

<目 的>

心身に重大な影響を及ぼすいじめから、学校、保護者、地域と一体となって児童を守り育むとともに、安心して生活し学ぶことができる学校づくりのため、いじめ防止に向けた取組を明らかにする。

- ・いじめは人間として絶対に許されない。
- ・いじめられている児童は、徹底して守る。
- ・教職員の何気ない言動で児童を傷つけたり、いじめを助長したりすることは絶対にしない。
- ・いじめについて訴えがあったときは、情報収集を行い事実関係の把握を正確かつ迅速に行い、適切な対応を行う。
- ・子どもの小さな変化について見逃さず、情報を共有する。

いじめ防止対策推進法（定義）<第2条>

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【めざす児童像】

「にっこり ほっこり」
なかまと学ぶ子ども
ルールを守る子ども
みどりに親しむ子ども
だれにでも笑顔で接する子ども
いのちを大切に育む子ども

いじめ対策委員会

学校メンバー

校長・教頭・教務主任・生活指導主任・養護教諭

<学校におけるいじめの防止等の対策のための組織>

第二十二条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

専門家・外部関係者

スクールカウンセラー

スクールソーシャルワーカー

長崎市子育てサポート課

育友会・地域との連携

いじめ問題を認知したら、事案によっては育友会と協議する場合もある。その場合、個人情報やプライバシーの問題も踏まえ慎重に対応する。

- ・必要に応じて、学級・学年部会を開催する。

関係機関との連携

いじめ問題を認知したら、事案によっては関係機関と協議する場合もある。その場合、個人情報やプライバシーの問題も踏まえ慎重に対応する。

- ・必要に応じて、要保護児童対策地域協議会等と協議を行う。

児童会

- ・たてわり班を編制し、異学年の関わりを通して豊かな人間関係作りを経験させる。
- ・児童の発達段階にふさわしい役割や協力する力を育てる。
- ・聞く、話す、伝え合う力や自主活動の芽を育て社会性を育てる。

いじめ問題への取組

(いじめの禁止) 第4条 児童等は、いじめを行ってはならない。

※いじめ防止対策推進法より抜粋

(保護者の責務等) 第9条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことがないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

(学校及び学校の教職員の責務) 第8条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

いじめの防止

- 校内指導体制の確立
- 教師の指導力向上
- 人権意識と生命尊重（他者・自己肯定）の態度の育成
- 道徳的実践力を培う道徳教育の充実
- 子どもの自己指導力の育成
- いじめの法律上の扱いの周知
- 家庭・地域社会、関係機関との連携強化（体験活動の充実）
- 学校基本方針の周知・取組・評価
- 情報端末（インターネット）を通じて行われるいじめに対する対策の推進

いじめの早期発見

- 全教職員による観察や情報交換（生活指導連絡会の定期開催 月1回・必要に応じて臨時開催）
- 定期的なアンケート調査や個人面談の実施（学期1回 必要に応じて臨時開催）
- 教育相談の整備
- 情報の収集（児童に自ら周囲に援助を求めることの重要性の周知）
- 相談機関等の周知

いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童生徒を指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

- 事実確認
- いじめの発見・相談を受けたときの対応
- 組織的な対応
- いじめられた児童及びその保護者への支援
- いじめた児童への指導・成長支援又は保護者の助言
- 集団へのきっかけ
- ネット上のいじめへの対応

【いじめ重大事態について】

※詳細は「長崎市いじめ防止基本方針」参照

調査を要する重大事態の例

①生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

②相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合

- ・不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合も教育委員会又は学校の判断で重大事態と認識する。

※土日を除いて7日間連続欠席が続く場合は市教委へ報告する。

③その他の場合

- ・児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあった場合

※早期の支援を行うため、必要に応じて事実確認を行う。

※法の要件に照らして重大事態に当たらないことが明らかである場合を除き、重大事態調査を実施する。

重大事態の報告及び調査の組織について

○教育委員会と綿密に連携し、対応にあたる。

- ・重大事態の報告（学校→教育委員会→市長）
- ・調査の主体（教育委員会が判断する）

学校：いじめ対策委員会 教委：いじめ対策プロジェクトチーム

- ・調査の実施
- ・いじめられた児童の命に関わるような事態への対応

いじめが発生した場合の対応

いじめの情報

- いじめが疑われるような動きがあった場合
- いじめを発見した場合
- 児童生徒や保護者、地域住民から相談や通報があった場合

情報キャッチャー

- 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合は、その場でその行為をやめさせる。
- 一人で抱え込まず、速やかに関わりのある教職員に報告し、組織で対応する。

担任・学年主任・生徒指導担当へ報告

→
直ちに報告する

教頭・校長への報告

- 速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめ対策委員会と連携して、いじめの事実の有無の確認を行う。

いじめ対策委員会

関係機関

- 「いじめ対策委員会」での関係児童からの聴き取りや今後の指導・支援体制を組む。
- 犯罪行為として取り扱うべきものと判断した場合は、ためらうことなく、所轄警察署に相談し、適切に援助を求める。

被害児童生徒への継続した支援

- 被害児童生徒を守り通すとともに、いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教員、家族、地域の人等）と連携し、寄り添い支える体制をつくる。

加害児童生徒への継続した指導

- いじめた児童生徒には、いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、自らの行為の責任について自覚と反省をさせるとともに、不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力を育むよう支援していく。
- いじめを見ていた児童生徒に対しては、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つように伝える。

保護者への継続した支援と助言

- つながりのある教職員を中心に、即日、関係児童生徒（加害、被害とも）の家庭訪問を行い、事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。

状況に応じて指導・支援体制を検討し、「組織」でより適切な対応を行い、いじめへの取組を行う。

いじめのチェックリスト

(1) いじめられている子どもが発するサイン

①からだや体調

- ☐ 衣服が汚れていたり、破れていたりすることがよくある。
- ☐ 傷やあざがあるのか、腕や足、首などの肌を隠そうとする。
- ☐ 頭痛、腹痛、吐気を訴え、保健室や職員室への出入りが頻繁である。

②しぐさや態度

- ☐ どこかおどおどして、脅えているように感じられる。
- ☐ 元気がない、浮かない顔をしていることが多い。
- ☐ 教師と視線を合わせようとしない。(教師の目を避けている)
- ☐ 何事にも集中力がなくなって、ぼんやりしていることが多い。

③友達との関係

- ☐ 周りの友達に異常なほど気をつかっているように見える。
- ☐ 人のいいなりになっているように見える。(いわゆる使い走りではないか?)
- ☐ 今まで付き合っていたグループから急に離れた。
- ☐ 交友関係が急に変わった。
- ☐ 嫌なあだ名で呼ばれている。
- ☐ 特定の子どもの席に誰も座ろうとしない。席の周りが開いている。ゴミが散乱している。

④生活面

- ☐ 納入金などを急に滞納しはじめた。
- ☐ 机やかばんの中などが荒らされている。
- ☐ 文具、服、靴などが隠されたり、壊されたりしている。
- ☐ 黒板、トイレなどに実名やあだ名で落書きがされている。
- ☐ 学級写真などの顔にいたずらされている。

(2) 家庭でのチェックポイント

①服装

- ☐ ボケットが破れていたり、ボタンが取れたりしている。
- ☐ 服装に普通ではないような汚れがある。
- ☐ 最近、服装がなんとなく乱れている。

②持ち物

- ☐ 筆箱やかばんが壊れていたり、持ち物が頻繁になくなったりしている。
- ☐ かばんや教科書に落書きが書かれている。
- ☐ 買い与えたものを紛失したり壊されたりしている。
- ☐ ナイフなどをかばんやポケットに入れて持ち歩いている。(護身用)

③金銭

- ☐ 急に金遣いが荒くなる。
- ☐ お金をねだることが多くなる。
- ☐ 金品をたびたび持ち出している。
- ☐ 必要以上のお金を持っている。

④家庭学習

- ☐ 急に学習意欲がなくなる。
- ☐ 成績が急に下降している。
- ☐ 家庭での学習のときにぼんやりと考えごとをする姿が見られる。

⑤態度やしぐさ

- ☐ どこかおどおどしている。何かのきっかけで感情の起伏が激しくなる。
- ☐ 元気がなく表情もさえない。忘れ物も多くなる。
- ☐ 朝の起床や登校が遅くなる。登校を嫌がる。
- ☐ 体の不調を訴えて遅刻・早退をする。
- ☐ 日曜・休日は機嫌がよい。
- ☐ 部屋にとじこもりがちになり、ときどき部屋で泣いているようだ。
- ☐ 家族と視線を合わせるのを避けているようだ。

⑥からだや体調

- ☐ 体や顔にあざや傷がある。親が尋ねても納得のいく説明が得られない。
- ☐ 腕や足などを隠し、見られるのを嫌がる。
- ☐ 登校時に体の不調を訴え、学校へ行きたがらなくなる。
- ☐ 寝言を言ったり、うなされたりする。

⑦友人関係

- ☐ 友達の話をしなくなる。最近、友達が替わる。
- ☐ 早く学校から帰ってきて外出しようとする。
- ☐ 友達を迎えに来たり、電話がかかかったりするが、出たがらない。
- ☐ 不快な呼び名で呼ばれている。

(3) いじめている子どもが家庭で出すサイン

- ☐ 買ってやった覚えのない品物を多く持っている。
- ☐ お金の使い方が荒くなる。
- ☐ 学校からの帰りが遅く、言葉遣いや素行も悪くなる。
- ☐ 友達への電話なのに、命令的な口調で話す。
- ☐ 友達を呼び捨てにしたり、軽蔑したりする口調で話す。
- ☐ 洗わなければいけない体操服を持ってこない。

年間活動計画

月	活 動 内 容	月	活 動 内 容
4月	児童引き継ぎ 個人面談	10月	児童理解研修会
5月	個人面談 児童理解研修会	11月	児童理解研修会 いじめアンケート
6月	児童理解研修会 いじめアンケート	12月	個人面談 児童理解研修会 学校評価によるいじめ把握
7月	個人面談 (全児童保護者) 児童理解研修会	1月	児童理解研修会 幼保小連絡会 (情報交換会)
8月	児童理解研修会 小中連絡会 (情報交換会)	2月	個人面談 児童理解研修会 いじめアンケート
9月	個人面談 児童理解研修会	3月	児童理解研修会 児童引き継ぎ

様々な相談機関

相 談 窓 口	電話番号・メールアドレス	相 談 時 間	
長崎市こども相談センター	095-829-1122 メール・LINE 相談あり	8:45～17:30	(月～金)

長崎市教育研究所教育相談室	0120-556-275 soudan@nagasaki-city.ed.jp	9:00～16:00	(月～金)
長崎市こども・子育てイーカオ相談	095-822-3725 LINE 相談あり	8:45～17:30	(月～金)
長崎こども・女性・障害者支援センター	095-844-6166	9:00～17:45	(月～金)
子ども・家庭110番	095-844-1117	9:00～20:00	(毎日)
長崎子ども・若者総合相談センター(ゆめおす)	095-824-6325 yumeosu@n-kodomo-wakamono.jp	10:00～22:00	(月～水、金)
		10:00～18:00	(土)
長崎県警察本部ヤングテレホン	0120-786714	9:00～17:45	(月～金)
長崎いのちの電話	095-842-4343	9:00～22:00	(毎日)
		第1・3土曜日は24時間	
こころの電話	095-847-7867	9:00～12:00 13:00～15:15	(月～金)
こどもの人権110番	0120-007-110 メール・LINE 相談あり	8:30～17:15	(月～金)
24時間子供 SOS ダイアル	0120-0-78310	24 時間	(毎日)